

令和3年3月23日
産業観光局農林振興室農林企画課

「環境保全型農業実証事業支援業務」に係る公募型プロポーザルに関する
質問事項への回答について

| 番号 | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|-------------|--|--|
| 1 | 応募資格について | 審議会等の企画・運営実績について、以下の事績は応募資格に該当するのか。 (実績) 行政等が方針、指針等の策定にあたって実施するワークショップや意見交換会の企画・運営業務 | 応募資格に該当します。 |
| 2 | 提案募集の実施について | 「法人等に対して、京都市内における実証事業の内容及び計画等についての募集提案を行う」とのことですが、京都市で想定あるいは希望されている実証事業は具体的にあるのか。(品目や作型、栽培方法などで) | 現在、京都市として想定あるいは希望している具体的な実証事業はなく、品目や作型、栽培方法等の具体的な実証事業の内容を含めて法人等に対して提案募集を行う予定としています。 なお、提案募集の段階で、京都市における各品目の作付け面積や慣行農業レベルの化学合成農薬、化学肥料の使用量等は公開する予定としています。 |
| 3 | 提案募集の実施について | 「技術を有する法人等」は、農業法人や農家も含まれるか。 | 提案の申請者は、法人等、農業団体を予定しているため、農業法人、農地所有適格化法人は含んでおりますが、個人農家は含んでおりません。 |

| 番号 | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|----------------------|--|---|
| 4 | 提案募集の実施について | 補助金の交付先を決めることが提案募集事業として理解してよいか。 | <p>提案募集は、補助金の交付申請を行える事業者を京都市が決定するにあたり、「提案募集の実施・受付」「外部有識者による評価」を行っていただくものです。</p> <p>提案募集に関しては、以下のスキームを想定しています。</p> <p>①提案募集の実施・受付【受注者】 ②外部有識者による評価【受注者】 ③補助金交付申請者（=補助金交付者）の決定【京都市】</p> |
| 5 | 提案内容の選考の支援について | <p>外部有識者の選定については受託業者が行うのか。</p> <p>また、企画提案内容に含まれるのか。</p> | <p>外部有識者の選定にあたっては、受注者と本市との協議の上、決定するため、受注者が単独で選定するものではありません。そのため、企画提案内容に含む必要はありません。</p> <p>ただし、5名程度の外部有識者への謝金の支払い等は受注者に行っていただきます。</p> |
| 6 | 法人等と生産者とのマッチング支援について | 法人等と生産者のマッチングについて、生産者の募集や決定は業務に入るのか。 | <p>生産者の募集及び決定は、提案を行った法人等が行います。</p> <p>なお、提案を行った法人等の協力要請に応じて、受注者及び京都市が協力を行う場合があります。</p> |
| 7 | 補助金のコーディネートについて | 法人等が行う補助金事業の出金等については、市から法人等に直接交付されると理解しているが、その後の、お金の面の執行についても管理をするのか？あるいは技術的な内容に限定されるのか？ | <p>補助金の交付は、京都市から法人等の申請者に対して直接行い、補助金の執行管理については、申請者自身で行うこととなります。</p> <p>受注者には、補助金の交付を受けた事業者が行う実証内容の進捗管理、技術的な助言等を行っていただきます。</p> |

| 番号 | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|-----------------|-------------------------------|--|
| 8 | 補助金のコーディネートについて | 法人等の支援については、最大5件程度と理解でよいか？ | 提案事業者の事業費によって変動しますが、現在の想定では最大5件程度から最小2件程度を予定しています。 |
| 9 | 成果報告会の開催について | 成果報告会の会場は京都市が管理する施設を想定しているのか。 | 会場については、本市が管理している施設ではなく、受注者に100名程度が参加可能な民間が運営する会場を借り上げていただきます。 |
| 10 | その他について | 人件費の精算は必要あるか。 | 仕様書3に記載する業務内容が適切に実施されていれば、人件費の精算を行う必要はありません。 |
| 11 | その他について | 請求払い（概算+精算）は可能か。 | 委託料の支払いは、受注者からの請求により、原則として業務完了後に支払うこととしています。ただし、受注者との協議等により、事前に一定額を支払う「概算払い」を行う場合があります。（仕様書7に記載） |
| 12 | その他について | 弊社フォーマットの申込書契約できるか。 | 委託契約については、京都市の標準契約書（京都市入札情報館に掲載）を用い、締結することとしております。なお、契約に際し、受注者の社内規定上、別途書類が必要な場合は個別に御相談ください。 |
| 13 | その他について | 領収書の提出は必要あるか。 | 仕様書3に記載する業務内容が適切に実施されていれば、個々の領収書の提出は特に必要ありません。 |